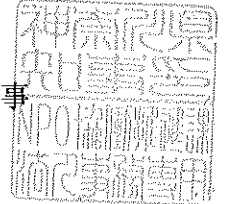


N協第3013号

平成31年3月29日

小田原市南鴨宮三丁目16番20号  
特定非営利活動法人小田原なぎさ会  
理事長 乾 恒雄 様

神奈川県知事



神奈川県指定特定非営利活動法人として指定された旨の通知書

貴法人については、平成31年4月1日付けで地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例が施行され、神奈川県指定特定非営利活動法人として指定の有効期間が更新されますので通知します。

なお、条例改正後においても更新前に指定を受けた期間は有効となります。

記

更新後の指定の効力を生じた日	平成31年4月1日
更新後の指定の有効期間	平成31年4月1日 から 平成36年3月31日まで (2019年4月1日 から 2024年3月31日まで)
更新後の寄附金の控除対象期間	平成31年4月1日 から 平成36年3月31日まで (2019年4月1日 から 2024年12月31日まで)

※更新前の指定の有効期間：平成26年3月25日から平成31年3月31日

※更新前の寄附金控除対象期間：平成26年1月1日から平成31年3月31日